

利用調整表

基本点		保護者の状況			基準指数	
類型	細目		摘要			
①	保育士・幼稚園教諭		市内保育園等又は幼稚園月140時間以上就労する者で 正社員、パート等に関わらない		30	
②	就労 (内職を除く)	外勤	従事者の労働時間	月140時間以上	正社員、パート等に関わらない	10
				月100時間以上		8
				月60時間以上		5
	自営業 <sup>1</sup>	本人 <sup>2</sup>	主たる従事者		10	
家族		主たる従事者への協力者		7		
③	出産・疾病	出産		出産予定月+前後2ヶ月	8	
		疾病	入院		長期間の入院	10
			在宅療養	常時臥床	医師に長期加療が必要と診断された者	10
				精神疾病	医師に長期加療が必要と診断された者	5
		上記以外	医師に長期加療が必要と診断された者	4		
	手帳取得	身体1,2・療育A・精神1	身体障害者手帳等を所持する者		10	
		身体3・療育B・精神2,3	身体障害者手帳等を所持する者		5	
上記以外		身体障害者手帳等を所持する者		4		
④	傷病人の看護等	入院の付き添い		長期間入院の付き添いに常時あたっている者	6	
		居宅内看護		家族の居宅内看護に長期間にわたり常時当たっている者	5	
		居宅外看護		家族の居宅外看護に長期間にわたり常時当たっている者	4	
	心身障害児看護	全介助	身体障害児(手帳取得)の介護、通院、通園、通学等に あたっている者		8	
		1,2級			6	
		3級			5	
4級以外		4				
⑤	災害復旧		災害等で損失した居宅等の復旧にあたる場合		10	
⑥	就学・技能取得		就学・技能取得のため保育にあたれない場合		6	
⑦	育児休業		年少以上児で当該年度内に復帰予定である者に限る		5	
⑧	内職		メーカー、問屋等契約し、自宅において物品の製造や 各種作業を代行等に従事する者		4	
⑨	求職活動		求職中		3	

調整点	調整事由		備考	調整指数
	⑩	世帯事情	母子・父子家庭	
虐待・DV等			支援措置家庭	+2
生活保護家庭				+2
雇用形態		正社員	事業所に正規雇用されており通年に渡り安定して就労状態 にある者(派遣を除く)	+2
		育休復帰世帯	入園月内に育児休業から明け、父母ともに就労となる世帯に 限る	+2
		保育士・幼稚園教諭	上記①以外の場合	+5
小規模保育所の卒園児		小規模保育所の卒園児が当該小規模保育所の連携保育施設へ の入園を希望する場合		+2
兄弟姉妹		兄弟姉妹が同じ園に在園している		+2
		申込児童以外に家庭内保育をしている児童がいる場合 (上記④の対象となる兄弟姉妹を除く)		-2

1. 自営業を営む方は、事業内容を証明する客観的資料(確定申告書、営業許可証、個人事業の開廃業等届出書の写し等)の提出がない場合、点数はつきません。

2. 自営業の本人とは、本人の収入が生計の中心とみなせる場合とする。生計中心とは、本人の収入で生計が成り立つかどうか、家族の中で最も収入が多い場合または家計の主宰者になりうるかによって判断する。

※関市の施策(統廃合等)により転園させられる場合は、上記に限らず最優先となる。

※基本点+調整点の高い順に優先順位が高いものとする。同点の場合、基本点が高い方が優先順位が高いものとする。それ以降は、兄弟がすでに入園している、兄弟同時申請の順に決定し、決まらない場合抽選とする。

※入園基準は年度途中で改正する場合もある。